

衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

【第 203 回国会】令和 2 年 12 月 3 日（木）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 荒井聰君（立民）

理事 齊木武志君（立民）

補欠選任 理事 阿部知子君（立民）（理事荒井聰君今 3 日理事辞任につきその補欠）

理事 山内康一君（立民）（理事齊木武志君今 3 日理事辞任につきその補欠）

2 渡辺委員長から、アドバイザー・ボードを設置することとなった旨の報告がありました。

3 原子力問題に関する件

- ・原子力規制委員会の活動状況について、更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取しました。
- ・高橋文部科学副大臣、江島経済産業副大臣、堀内内閣府副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長 文挾誠一君

（質疑者）細田健一君（自民）、中野洋昌君（公明）、阿部知子君（立民）、山崎誠君（立民）、

逢坂誠二君（立民）、齊木武志君（立民）、藤野保史君（共産）、浅野哲君（国民）、

足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

細田健一君（自民）

（1）新規制基準適合性審査関係

ア 新規制基準適合性審査が行政手続法上の標準処理期間である 2 年を超え長期化していることに対する更田原子力規制委員会委員長（以下「更田委員長」という。）の認識

イ 米国の原子力規制委員会（NRC）の「良い規制の原則」について更田委員長が原文を読んだことの有無に関する確認

ウ 規制の判断は不必要な遅れが生じないようにするべきであるとの NRC の原則に対する日本の原子力規制委員会の認識

エ 過去の実績を活用してより一層効率的な適合性審査を行う必要性

オ 原子力規制委員会の下部組織において事前審査を行うことにより適合性審査の効率化を図る必要性

カ 新規制基準適合性審査が標準処理期間を超えた段階で中間報告を行う必要性

（2）既に許可を得た施設に対しても最新の基準への適合を義務付けるバックフィット制度の適用について産業界と十分な意思疎通を図りつつ柔軟に対応する必要性

（3）運転サイクル期間の柔軟な設定を事業者と議論し進める必要性

（4）原発運転期間のいわゆる 40 年ルールは原子炉の寿命を示すものではないと原子力規制委員会が認識していることの確認

（5）原子力規制委員会及び原子力規制庁が国際的に高く評価される規制機関になるために、職員の確保及び育成に関し、実務経験者の中途採用、先進国の規制機関や国際機関等との人事交流、中国やインドなどの新興国との意見交換等を積極的に行う必要性

中野洋昌君（公明）

- (1) 原子力災害に係る避難計画や緊急時対応等を感染症流行下でも適応可能とするための見直しの方針及びその進捗状況
- (2) 原子力発電所の新検査制度関係
 - ア 新検査制度の実施状況
 - イ 新検査制度に対応した人材育成の状況
- (3) 多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の処分関係
 - ア 炉心を通った水であるALPS処理水と他の原発が通常排出する処理水とは異なるとの考え方に對する更田委員長の見解
 - イ ALPS処理水の海洋放出に対する不安の払しょくに向けた現状の取組と対応方針

阿部知子君（立民）

- (1) 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る規制基準関係
 - ア 規制基準の策定状況と今後の見通し
 - イ 少なくとも概要調査に入る段階で基準を定めるべきとの考えに対する更田委員長の見解
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）周辺の地下水から通常より高濃度のトリチウムが検出されたことに対する更田委員長の見解
- (3) 原子力問題調査特別委員会が有する国会事故調の提言を生かしていくという役割の重要性

山崎誠君（立民）

- (1) 原子力規制庁が受けたサイバー攻撃関係
 - ア サイバー攻撃の実態及び情報流出の可能性やリスクの把握状況
 - イ サイバー攻撃を受けた際の原子力規制委員会の対応方針
 - ウ サイバー攻撃に関する調査の体制と終了時期の見通し
 - エ 最高機密にはサイバー攻撃を受けていないため深刻な事態ではないとする原子力規制庁の説明に對する更田委員長の見解
 - オ 早急にサイバー攻撃のログ解析を行って被害の実態を明らかにする必要性
 - カ 電力会社及び原子力規制庁のサイバーセキュリティの在り方
 - キ 同様のサイバー攻撃を電力会社が受ける可能性
- (2) ALPS処理水の処分方法関係
 - ア 敷地外の保管場所の可能性の追求といったALPS処理水の地上における継続保管に関する検討実態
 - イ ALPS処理水の海洋放出を延期してトリチウムを分離する技術を開発する必要性

逢坂誠二君（立民）

- (1) 原子力災害時の避難計画策定関係
 - ア 「しっかりとした避難計画がない中で再稼働が実態として進むことはない」旨の菅内閣総理大臣の答弁（令和2年11月4日、衆議院予算委員会）及び梶山経済産業大臣の答弁（令和2年11月18日、衆議院経済産業委員会）に對する更田委員長の見解
 - イ 「核燃料が装着されるまでにはしっかりとした避難計画をつくる必要がある」旨の梶山経済産業大臣の答弁（令和2年11月18日、衆議院経済産業委員会）に對する更田委員長の見解
 - ウ 原発ではシビアアクシデント（過酷事故）は発生しないとの福島第一原発事故以前の政府の立場に對する更田委員長の見解
 - エ 福島第一原発事故以前はシビアアクシデントが発生する可能性を想定せずに原発立地を進めてき

たとの考えに対する更田委員長の見解

オ 福島第一原発事故以前における原発から半径約 30 キロ圏内の地方自治体に対するシビアアクシ
デントを想定した避難計画の策定義務の有無

カ 電源開発大間原子力発電所の原子炉設置許可の際には想定される事故の影響範囲が敷地内にとど
まるとの判断がなされたとの認識に対する更田委員長の見解

キ 我が国の原子力発電所は福島第一原発事故以前に立地が決められており事故被害の想定範囲等は
現在の原子力災害対策指針における想定よりも狭かったとの認識に対する更田委員長の見解

ク 原子力災害対策指針に基づき十分な避難計画が策定できない可能性があるとの認識に対する更田
委員長の見解

ケ 原発立地の判断が福島第一原発事故以前である以上、事実上も新たな指針に沿った十分な避難計
画が策定できない可能性があるとの指摘に対する更田委員長の見解

コ 地方自治体の避難計画が原子力災害対策指針に沿って有効に機能するしっかりした避難計画であ
ることを確認する主体

サ 市町村が納得できる避難計画が策定できていない場合において、地域原子力防災協議会で原子力
災害対策指針に沿って具体的合理的であると確認する可能性の有無

(2) 核燃料サイクルによる高レベル放射性廃棄物の減容化のメリットに対する疑義

齊木武志君（立民）

(1) 使用済み核燃料中間貯蔵施設の福井県外の候補地選定関係

ア 期限である年内の県外候補地提示の実現可能性に関する江島経済産業省副大臣の見解

イ 運転開始後 40 年超の原発の再稼働に対する同意を求める前に核燃料中間貯蔵施設の福井県外へ
の設置に向け国が主体的に取り組む必要性

ウ 使用済み核燃料中間貯蔵施設の福井県外候補地選定に向けた関西電力と国の責任に関する江島経
済産業副大臣の認識

(2) 原則 40 年の運転期間を超えた原子力発電所の再稼働関係

ア 関西電力高浜原子力発電所で確認された蒸気発生器内の伝熱管の減肉関係

a 伝熱管が減肉し、破断した場合にメルトダウンが起きる可能性

b 想定外の異物の混入が減肉の原因であるとする見解についての更田委員長の所見

イ 原子力発電所の長期使用による機器及び構造物の劣化、脆化の可能性

藤野保史君（共産）

原子力発電所の運転期間 40 年ルール関係

ア 原子力規制委員会が原子炉等規制法第 43 条の 3 の 32 に関する見解を公表することとなった端緒

イ 原子力規制庁が経年劣化管理に関する意見交換を行った原子力エネルギー協議会（A T E N A）
の概要及び同協議会と電気事業連合会との関係

ウ 40 年ルールは原子炉施設の寿命ではなく高経年化の評価を行うタイミングであるとの認識を原子
力規制委員会が明確化したと自民党原子力規制に関する特別委員会委員長が評価したことに対する
更田委員長の認識

エ 40 年ルールを寿命ではなく高経年化の評価を行うタイミングであるとしたのであれば国会で審
議すべきであるとの考えに対する更田委員長の見解

オ 運転期間については立法政策上の問題であり意見を述べるべき立場ではないとしていた原子力規
制委員会が本件に係る見解を示した理由

カ 原子炉運転停止中の期間を運転期間に算入しないことが、少しでも長く既設原子炉を稼働させる
ことにつながりかねないとの懸念に対する更田委員長の見解

浅野哲君（国民）

- (1) 原子力規制庁が受けたサイバー攻撃関係
 - ア 原子力規制委員会の情報システムへの不正侵入の事実、事業者等から提供された資料等のシステムへの保存の有無、情報の不正閲覧や漏えいの有無、不正アクセスの原因と対策、事業者への今後の対応方針
 - イ 本件は原子力規制委員会の情報セキュリティの問題であり、業界全体の運営に影響を及ぼさないよう更田委員長がリーダーシップをとって対応する必要性
- (2) ALPS 処理水関係
 - ア ALPS 処理水の処分方針の決定時期
 - イ 福島第一原発の廃炉に向けた施設の建設予定時期、建設スペースの確保の有無及びタンクの保管容量の上限設定が物理的限界によるものであることの確認
 - ウ 国内の原発から放出されているトリチウム水濃度の最大値と最小値及び海洋放出時の基準として検討されている 1 リットル当たり 1500 ベクレル以上の濃度で放出している原発の有無
 - エ 海洋放出する場合の処分期間の見込み及び事業者が提案する放出方法に対する風評被害対策の観点からの江島経済産業副大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策関係
 - ア 廃炉・汚染水対策について原則自らが責任を持って行う東京電力と同対策について前面に立つとする国との関係に関する政府の見解及び福島第一原発事故からの 10 年間における国の取組状況
 - イ ALPS 処理水の海洋放出を決定する主体、決定時期及び決定する会議体
- (2) 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）関係
 - ア 原賠法の見直しの時期
 - イ 原子力事業者の損害賠償責任に関し無限責任を有限責任に変更する必要性
- (3) 福島第一原発事故の原因調査関係
 - ア 事故原因調査の進捗状況
 - イ 中間とりまとめの作成時期
 - ウ 東京電力における事故に関する記録やデータの保全状況
 - エ 東京電力における事故の記録やデータの保全状況に対する更田委員長の評価